



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

案

北海道地域福祉支援計画



計画期間

令和6年(2024年)4月～令和12年(2030年)3月

6年

地域共生社会の実現に向けて



令和6年(2024年)3月

北海道



第1章

計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
(1)	計画策定の根拠	2
(2)	計画の体系的分類	2
(3)	他計画との関係	3
(4)	計画の期間	3
(5)	SDGsとの関連性	3
(6)	圏域の設定	4
(7)	圏域ごとの構成市町村	5

第2章

地域福祉を取り巻く状況

1	少子高齢化等の動向	6
(1)	人口の推移と将来推計	6
(2)	高齢者人口と高齢化率	7
(3)	少子化の状況	8
(4)	核家族化の状況	8
(5)	障がいのある人の状況	9
(6)	ひとり親家庭の状況	9
2	福祉的な支援を必要とする方の状況	10
(1)	生活保護の状況	10
(2)	ホームレスの状況	10
(3)	生活困窮者の相談状況	11
(4)	孤独・孤立に関する状況	11
3	地域福祉を支える人材確保の状況	12
(1)	介護職員の入职率及び離職率	12
(2)	民生委員・児童委員の充足率	12

第3章

計画の基本的な考え方

1	基本方針	13
(1)	計画の目指す姿	13
(2)	基本的な姿勢	13
2	主な施策の体系	14

1	市町村の体制づくり	15
(1)	地域福祉計画の推進支援	15
①	人口規模等に応じた地域福祉計画の策定支援	16
②	地域福祉活動計画との一体的な策定等	17
③	住民参加や民間企業との協働による策定	18
(2)	市町村の地域特性に応じた広域的支援	19
(3)	地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり	20
2	福祉共通の仕組みづくり	21
(1)	セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実	21
①	生活困窮者への支援	22
②	判断能力に不安がある方への権利擁護支援	24
③	高齢者や障がいのある犯罪をした人の再犯防止	25
④	自殺リスクの低減に向けた取組	26
(2)	制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築	27
①	市町村における重層的な支援体制の構築に向けた支援	28
②	孤独・孤立対策の推進	30
③	ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組	31
④	ひきこもりの状態にある方への支援	32
(3)	居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援	33
①	住まいの確保に配慮が必要な方への支援	34
②	障がいのある人への就業支援	34
3	地域福祉を支える人づくり	35
(1)	地域福祉を担う人材の確保と資質向上	35
①	福祉・介護人材の確保に関する取組	36
②	生活支援の担い手となる元気な高齢者の活躍支援	37
③	ボランティア活動を行う個人と団体の確保に向けた取組	38
(2)	地域福祉を支える人材の養成	39
(3)	地域福祉の核となる次世代の育成	41
4	支え合いの基盤づくり	43
(1)	福祉に関する相談支援体制の確立	43
①	福祉の各分野における包括的な支援体制の整備	44
②	児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実	45
③	医療的ケア児を支える家族への支援	46
(2)	地域福祉の基盤となる体制づくり	47

(3) 福祉サービスにおける基盤整備の促進	49
① 指導監査を通じた社会福祉事業の適性化	50
② 第三者による福祉サービスの質に関する評価	51
③ 福祉サービスに関する苦情解決	51
④ 単独での移動が困難な方への支援	52
5 暮らしやすい地域づくり	53
(1) 住民主体による支え合いの地域づくり	53
① 共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくり	54
② 福祉的な支援を必要とする方への見守り活動	55
③ 多文化共生に向けた地域づくり	56
(2) ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり	57
(3) 災害時に備えた地域支援体制の構築	59

第5章

地域福祉の推進に関連する道の事業

1 関連事業の体系	61
2 関連事業の一覧	62

第6章

数値目標の設定

1 設定の意義	69
2 数値目標を設定する項目の一覧	69
3 数値目標を設定する項目の内容	70
(1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上	70
(2) 市町村における包括的支援体制の整備推進	71
(3) 地域への支援を行う職種の配置推進	72
(4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保	73
(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進	74

第7章

計画の推進管理

1 推進管理の考え方	75
2 推進管理の方法	75
3 PDCAサイクルの活用方法	76

第8章

地域福祉の推進に関する取組例

- 1 別海町による地域福祉計画 77
- 2 釧路総合振興局管内における生活困窮者支援 78
- 3 音更町における重層的な支援体制の構築 79
- 4 孤独・孤立対策に関する中間支援組織への支援 80
- 5 ケアラー支援推進センターの取組 81
- 6 共生型地域福祉拠点の取組（江別市） 82
- 7 共生型地域福祉拠点の取組（京極町） 83

第9章

計画策定の体制と経過

- 1 計画の策定体制 84
- 2 計画専門分科会 85

1 計画策定の趣旨

- ▶ 地域福祉とは、地域における多様な生活ニーズへの対応に向けて、住民が主体的に関わり、互いに支え合う仕組みのこととされており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法においては、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉の関係機関が連携して解決を目指すという「地域福祉の方法」が定められました。
- ▶ 少子高齢化や人口減少が全国平均を上回るスピードで進展する本道では、社会経済の担い手減少による地域力の低下やつながりの希薄化という課題に直面しており、単身世帯の増加や孤独・孤立などの影響によって、支援を必要とする方の課題は複雑化・複合化しています。
- ▶ こうした状況を乗り越え、制度の狭間にある課題を解決するためには、介護保険や障がいのある人への支援、子ども・子育て支援など単独の制度ではなく、各分野が横断的に対応し、住民や多様な主体が参加した上で、関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となります。
- ▶ 「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められており、広域分散型で社会資源が偏在する本道にあっては特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、地域住民が一体となって「地域生活課題」の解決に取り組んでいくことが必要です。
- ▶ このように、地域における支え合いの仕組みの拡大・強化が重要とされる中、「地域生活課題」を明らかにし、その解決に向けた施策等を定め、支援体制を計画的に整備していく市町村の「地域福祉計画」が担う意義・役割は、今後ますます大きくなっていくと考えられます。
- ▶ そして、市町村における計画の策定や効果的な見直しに関する助言などの広域的な支援を行っていくことが、都道府県の重要な役割となります。
- ▶ この認識のもと、道としては、地域特性に応じた市町村支援の充実を図りつつ、法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえた取組を推進し、全ての道民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、第2期の「北海道地域福祉支援計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の根拠

- ▶ 都道府県の「地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条の規定により、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるよう努めるものとされています。
- ▶ そして、内容については、高齢者・障がいのある人・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」として位置付けられます。



都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）

〔平成30年4月
改正法施行〕



Point 1 > 市町村への支援

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。



Point 2 > 福祉共通の取組

地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する。

(2) 計画の体系的分類

- ▶ この計画は、北海道行政基本条例の規定により、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画として、「特定分野別計画」に分類されます。
- ▶ 特定分野別計画は、同条例において、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進するものとしています。

道における計画の体系図



輝きつづける北海道
北海道総合計画



長期的な展望に立って道の政策の方向性を総合的に示す計画

重点戦略計画



喫緊の課題等を踏まえて重点的・分野横断的に推進する計画

特定分野別計画



特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画

施策別計画



特定分野別計画が示す方向等に基づき策定する計画

管理計画



行政の組織内部で共有することを主な目的とした計画

(3) 他計画との関係

- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、福祉の領域に留まらず、保健医療や労働、教育、住まい、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することが重要とされています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画は、道の医療計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、ほっかいどう障がい福祉プラン、子ども・子育て支援事業支援計画など地域福祉に関連する個別計画との調和を保ち、記載事項について整合を図りつつ策定します。

(4) 計画の期間

- ▶ 計画期間は、国のガイドラインにおいて、「他計画との調整が必要であることから概ね5年」とし、「都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる」と示されており、道では、本計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画やほっかいどう障がい福祉プラン等を一体的に推進していく観点から、第1期計画と同様、6年間とします。



(5) SDGsとの関連性

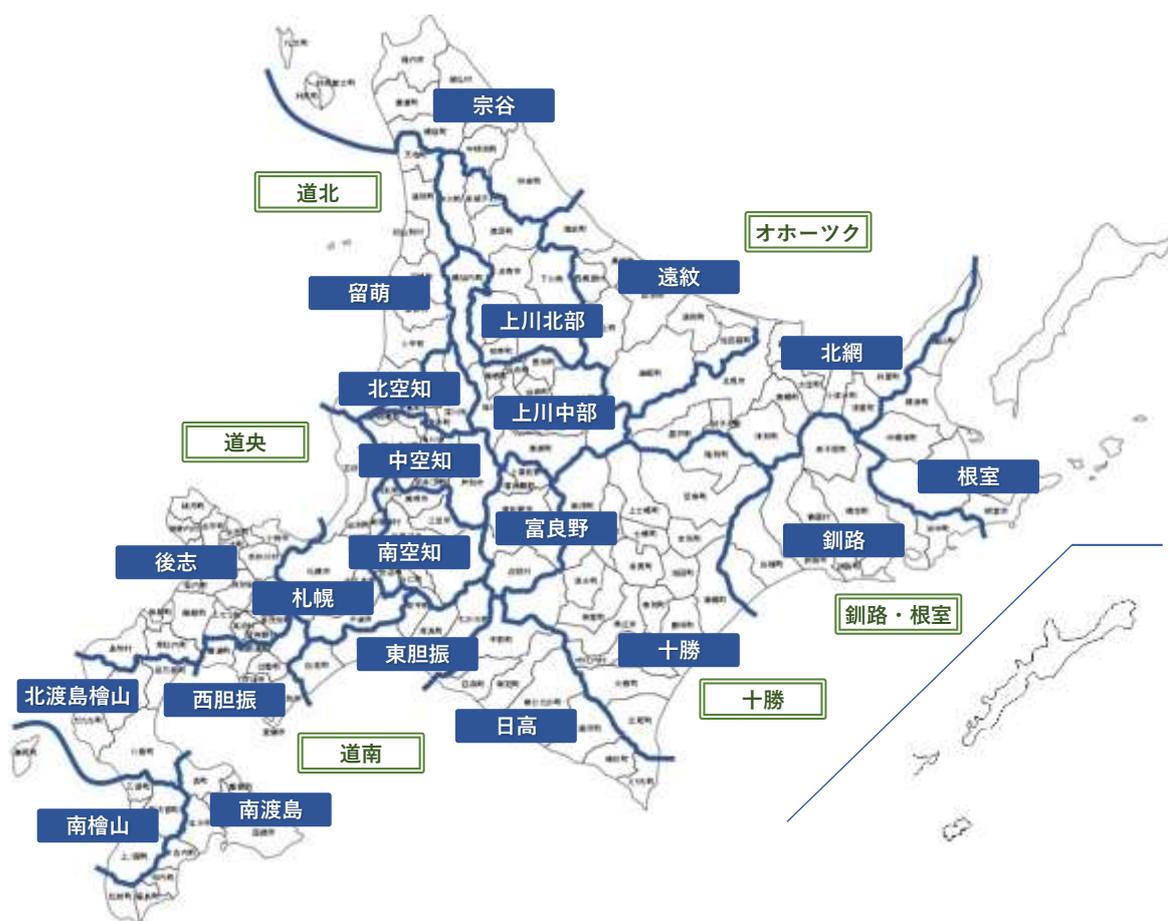
- ▶ 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール（目標）と169のターゲットを定めたものです。
- ▶ 道では、各種の分野別計画等において、SDGsの説明や当該計画等との関連性を記載するなど、その要素の反映に努めています。



(6) 圏域の設定

- ▶ 地域福祉に関するサービスを提供する地域単位は、道民に最も身近な市町村を基本としますが、専門性の高いサービス等については、社会資源や人材等が偏在する本道の地域特性を踏まえ、広域的な支援体制の構築を推進する必要があることから、第一次から第三次までの圏域を設定し、重層的な提供体制の構築を推進します。
- ▶ また、これらの圏域は、本計画の施策別計画である道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画やほっかいどう障がい福祉プラン等において設定する圏域の基本とします。

地域福祉に関する3つの段階的な圏域



- ✓ **第一次地域福祉圏** (道民の日常生活に密着した身近な福祉サービスを提供する地域単位)
…179市町村の行政区域
- ✓ **第二次地域福祉圏** (比較的高度で専門性の高いサービスを提供する地域単位)
…北海道医療計画に定める21の第二次医療圏
- ✓ **第三次地域福祉圏** (高度で専門的な福祉サービスを提供する地域単位)
…北海道総合計画に定める6つの連携地域

(7) 圏域ごとの構成市町村

- ▶ 第一次から第三次までの圏域を構成する市町村は、一覧化すると次のとおりとなります。

道央	① 札幌	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村	8
	② 後志	小樽市	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	20
		喜茂別町	京極町	倶知安町	共和町	岩内町	泊村	神恵内村	積丹町	
		古平町	仁木町	余市町	赤井川村					
	③ 南空知	夕張市	岩見沢市	美唄市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町	9
		月形町								
	④ 中空知	芦別市	赤平市	滝川市	砂川市	歌志内市	奈井江町	上砂川町	浦臼町	10
		新十津川町	雨竜町							
	⑤ 北空知	深川市	妹背牛町	秩父別町	北竜町	沼田町				5
	⑥ 西胆振	室蘭市	登別市	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町			6
⑦ 東胆振	苫小牧市	白老町	厚真町	安平町	むかわ町				5	
⑧ 日高	日高町	平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町		7	
道南	⑨ 南渡島	函館市	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	9
		森町								
	⑩ 南檜山	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町				5
	⑪ 北渡島檜山	八雲町	長万部町	今金町	せたな町	八雲町				5
道北	⑫ 上川中部	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	10
		美瑛町	幌加内町							
	⑬ 上川北部	士別市	名寄市	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	8
	⑭ 富良野	富良野市	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村				5
	⑮ 留萌	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	8
	⑯ 宗谷	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町	10
		利尻富士町	幌延町							
	オホーツク	⑰ 北網	北見市	網走市	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町	訓子府町
		置戸町	大空町							
⑱ 遠紋		紋別市	佐呂間町	遠軽町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町	8
十勝	⑲ 十勝	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町	19
		中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町	
		足寄町	陸別町	浦幌町						
釧路根室	⑳ 釧路	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糖町	8
	㉑ 根室	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町				5

1 少子高齢化等の動向

- ▶ 本道では、全国平均以上に少子高齢化や人口減少が進展しており、地域福祉の推進に当たっては、こうした動向を把握・分析の上、地域特性を踏まえた施策を展開していくことが必要です。
- ▶ ここでは、道の特性を明らかにするため、「地域福祉を取り巻く状況」として、地域生活課題と密接に関連する統計データを全国値と比較して掲載しています。

(1) 人口の推移と将来推計

本道における人口のピークは平成9年の約570万人であり（全国のピークは平成20年の約1億2千800万人）、平成10年から減少を続け、現在も全国を上回るスピードで人口減少が続いています。

このままの状況が続いた場合、本道の人口は、令和27年には約400万人になると推計されています。

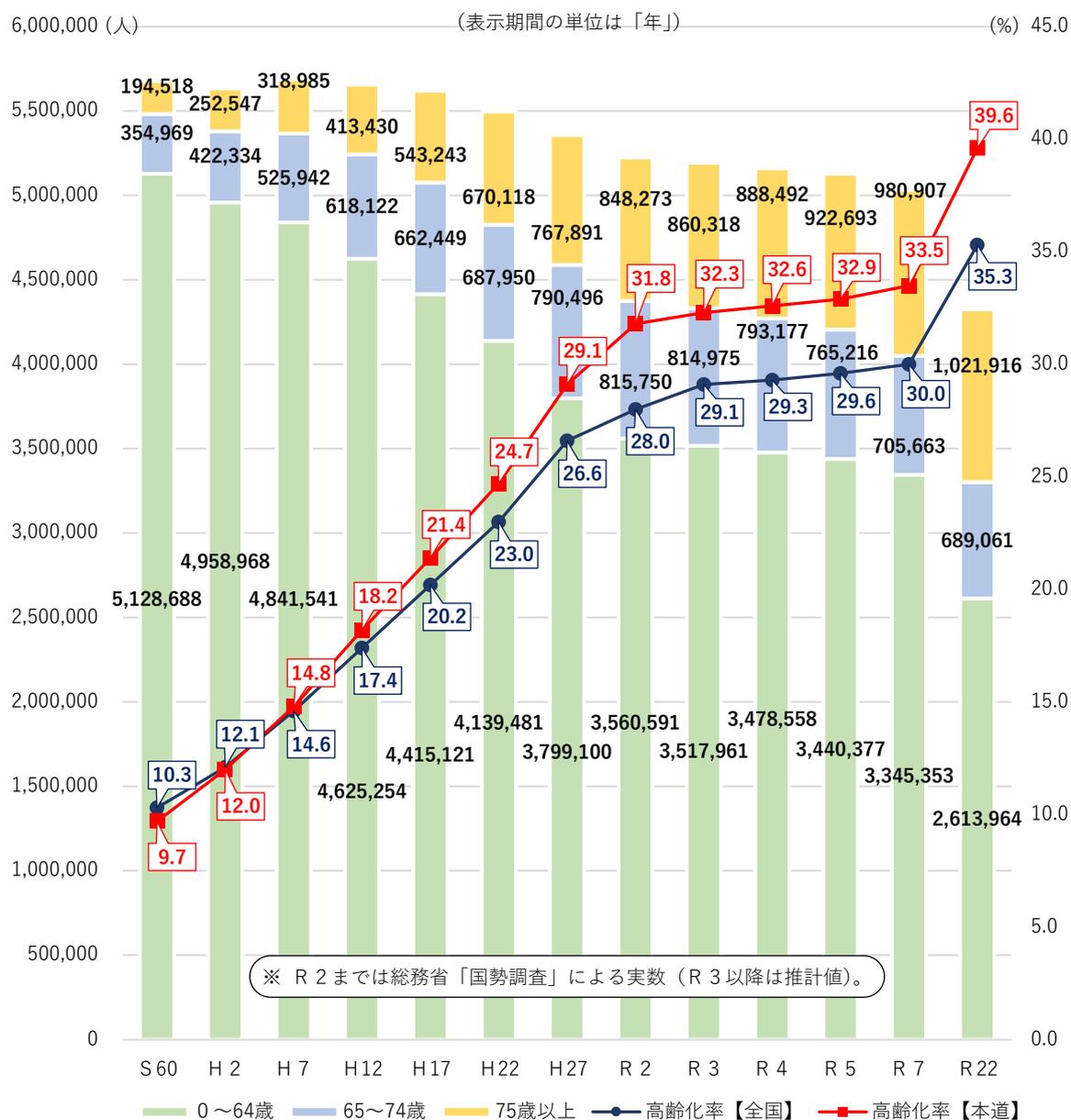


〔資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」※ R2以降は推計値〕

(2) 高齢者人口と高齢化率

本道の高齢者人口（下表「65～74歳」と「75歳以上」の合計値）は、平成12年に100万人を超え、平成27年には約155万8千人となり、令和5年には168万8千人となる見込みです。

また、本道の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、今後、全国平均を上回る伸びで増加し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には33.5%、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には39.6%に達すると推計されています。

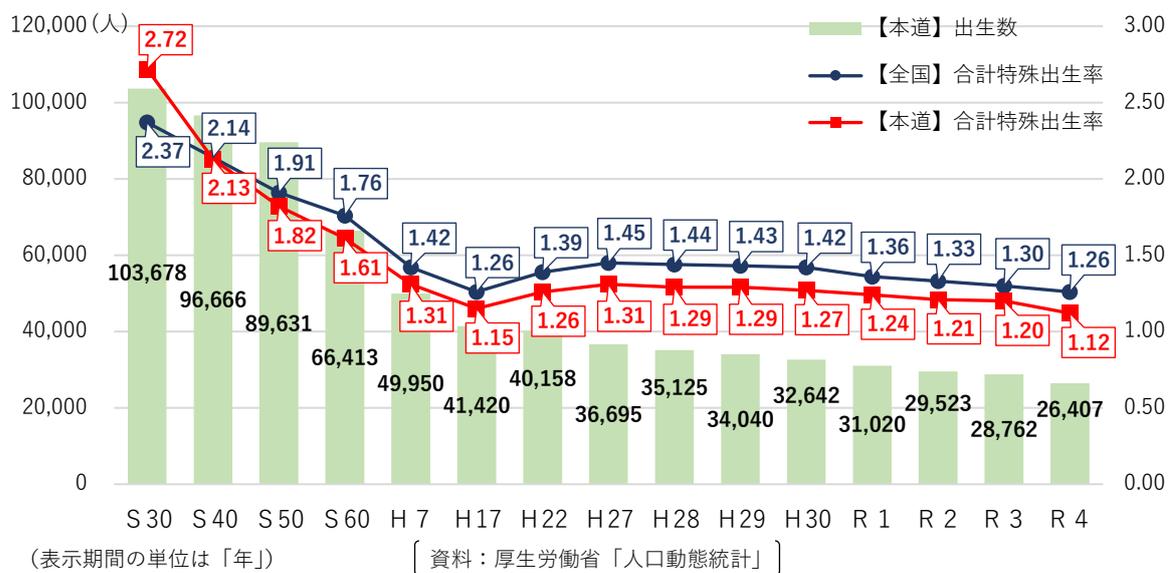


〔資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）〕

(3) 少子化の状況

本道の出生数は、昭和31年以降に年間10万人を下回った後、減少の一途を辿り、令和4年には約2万6千人となっています。

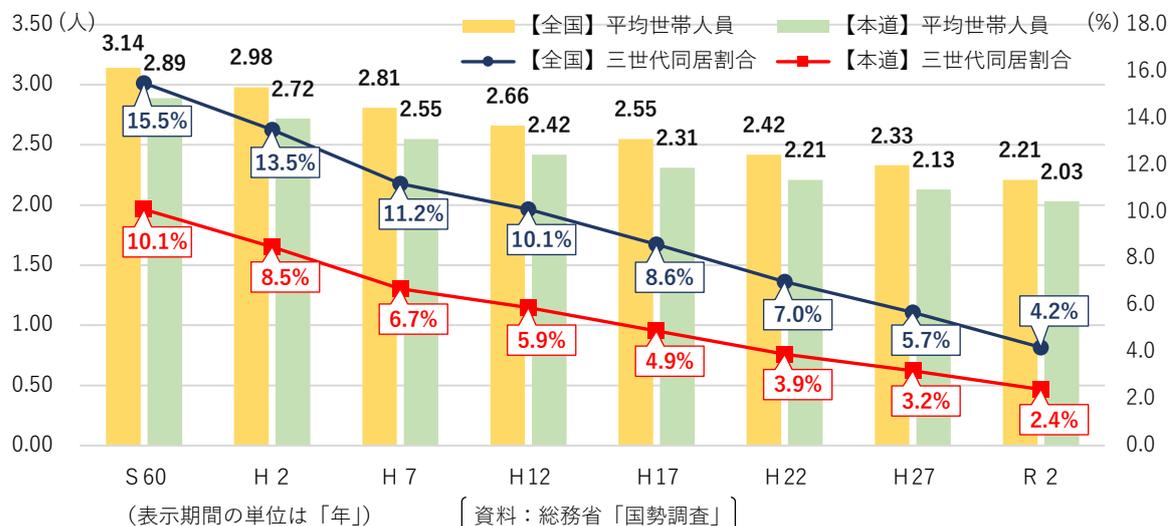
また、合計特殊出生率（15～49歳までの年齢別出生率の合計）は、昭和39年に初めて全国平均を下回り、令和4年には1.12（全国平均1.26）と東京都・宮城県に次いで全国で3番目に低い水準になっています。



(4) 核家族化の状況

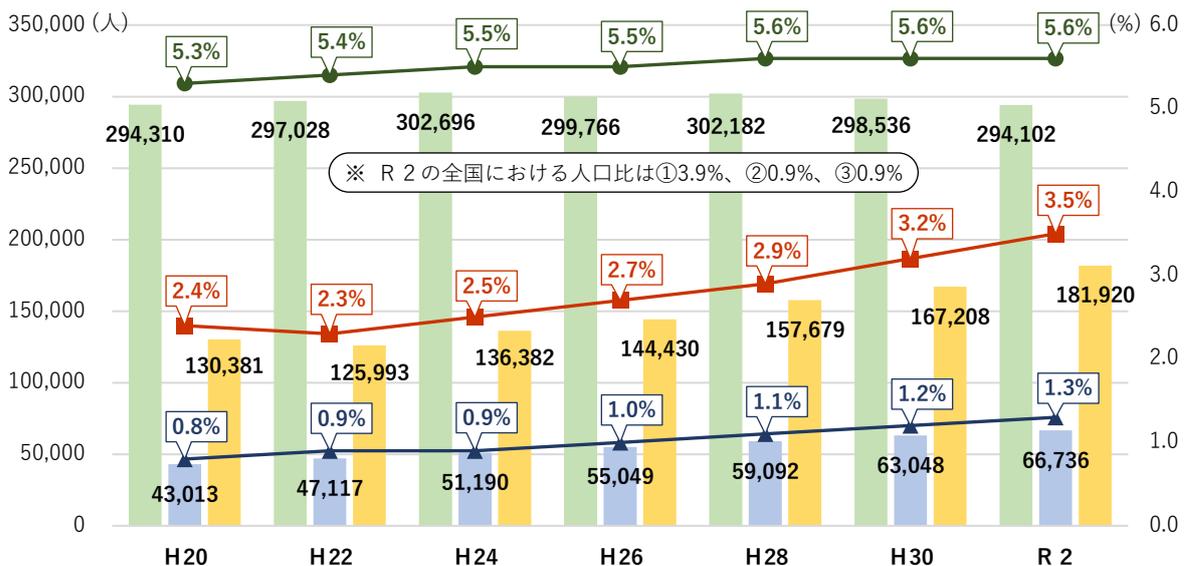
本道における世帯構造の推移については、平均世帯人数や三世帯同居世帯の割合も減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

令和2年時点での平均世帯人数は2.03人、三世帯同居世帯の割合は2.4%となっており、全国よりも核家族化が進展している状況です。



(5) 障がいのある人の状況

本道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化の影響などによって年々増加し、令和2年度末では身体障がい者が5.6%、知的障がい者が1.3%、精神障がい者が3.5%となっており、これらの割合は、いずれの障がい種別についても、全国平均を上回っています。

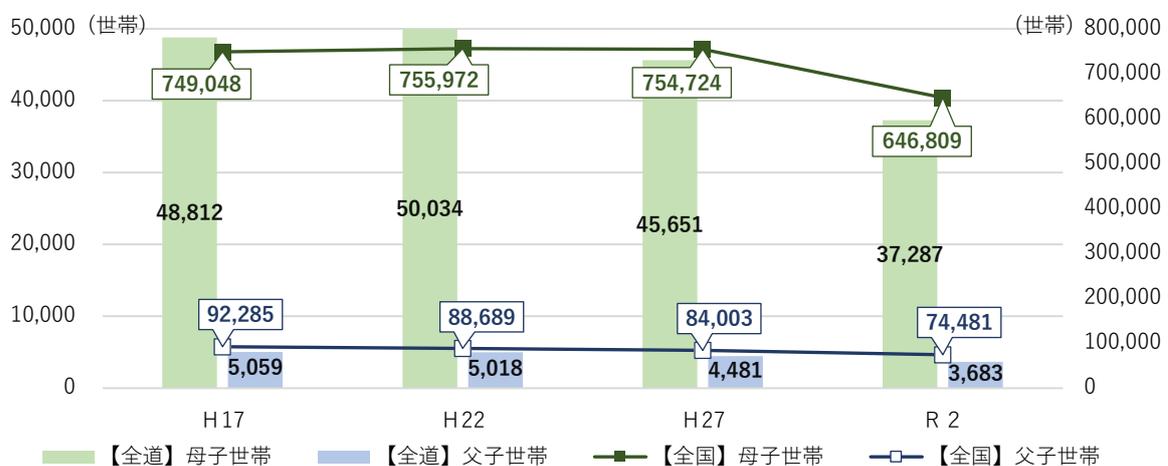


〔資料：第6期 北海道障がい福祉計画〕

※ 道の③精神障がい者数は、手帳交付者数や自立支援医療受給者数など、保健所で把握している数（全国値は手帳交付者数）。表示期間の単位は「年度」。

(6) ひとり親家庭の状況

本道におけるひとり親家庭（父母の一方がいない20歳未満で未婚の子を養育する世帯）は、母子世帯・父子世帯いずれについても、全国値と同様、減少傾向にあります。

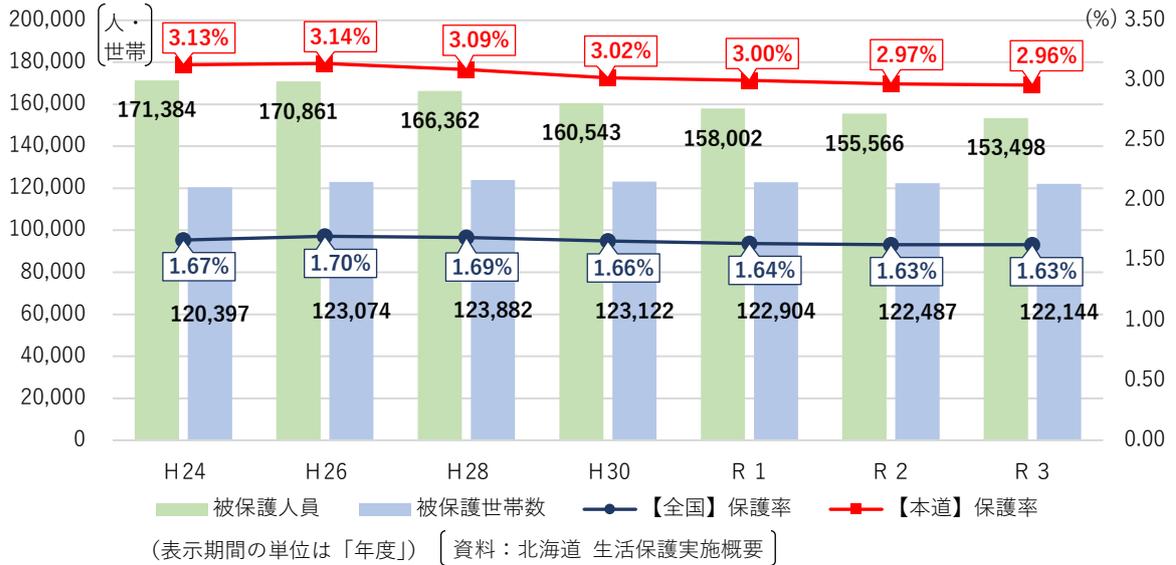


（表示期間の単位は「年」）〔資料：総務省「国勢調査」〕

2 福祉的な支援を必要とする方の状況

(1) 生活保護の状況

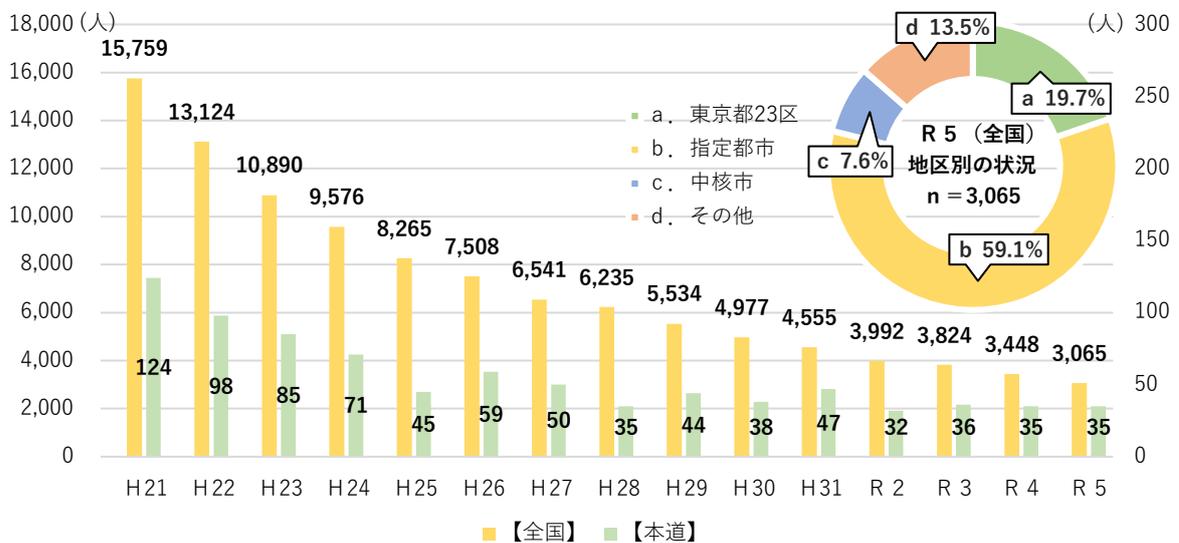
本道の被保護世帯数は、平成28年の123,882世帯をピークとして、その後、緩やかに減少しており、被保護人員も同様の傾向ですが、保護率（人口百人当たり）については、引き続き全国を上回る水準で推移しています。



(2) ホームレスの状況

本道におけるホームレスの数は、全国値と同様、基本的には減少傾向にあり、平成28年に40人を下回りましたが、以降、概ね横ばいの状況が続いています。

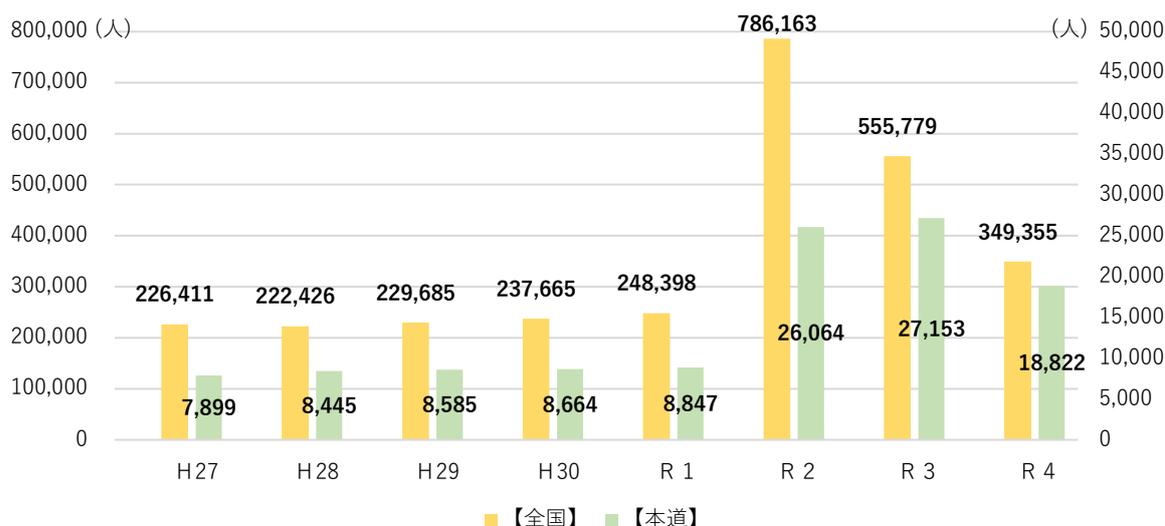
また、全国における地区別の状況については、東京都23区と指定都市の合計が約8割となっており、都市部に集中している傾向が認められます。



[資料：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」]

(3) 生活困窮者の相談状況

本道の生活困窮者自立支援機関における新規相談件数は、平成27年の制度創設以降、全国値と同様、概ね横ばいの状況が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に急増し、その後も引き続き高い値となっています。



(表示期間の単位は「年度」) [資料：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」]

(4) 孤独・孤立に関する状況

本道における孤独・孤立の実態を把握する目的で令和4年度に行った道民向けアンケート調査では、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は7.5%、「時々ある」が12.0%、「たまにある」が21.7%となっており、同時期の国による調査結果と概ね似た傾向が認められました。

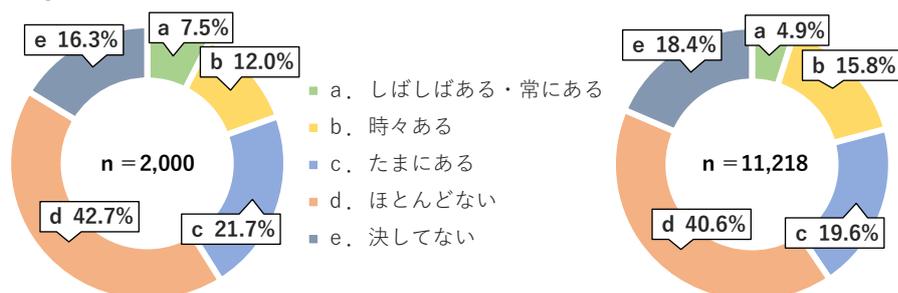
※ 道調査と全国調査は、概ね同時期に実施したものだが、調査方法等が異なることから（前者はWebモニター方式、後者は無作為抽出方式）、必ずしも単純比較できるものではない。

道民向け孤独・孤立状況把握調査

国 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査



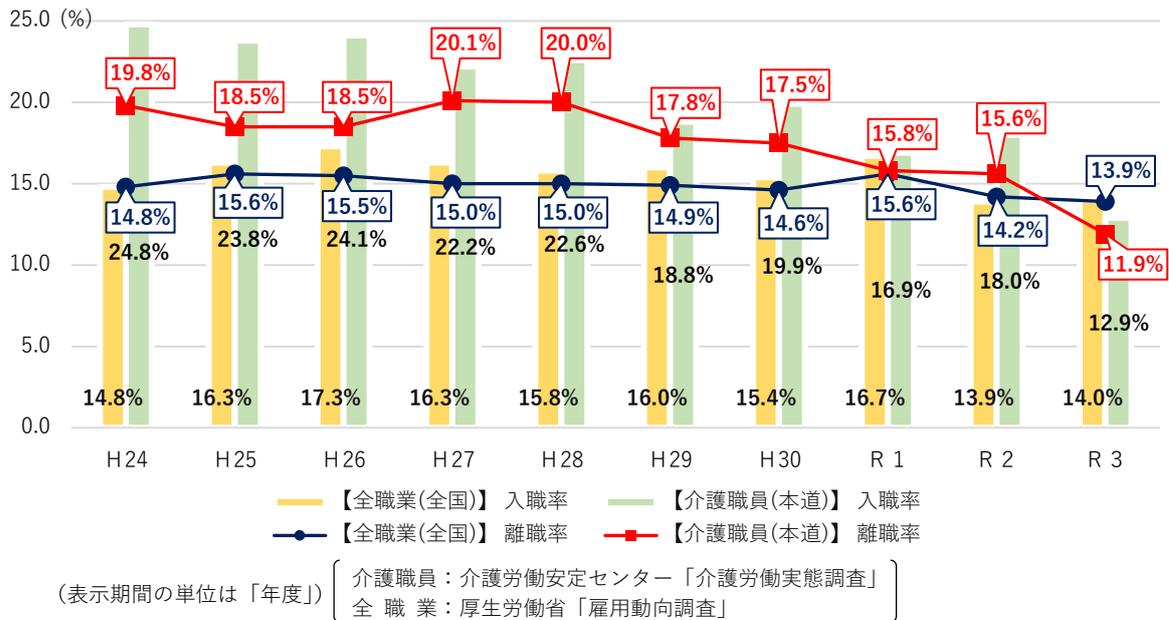
あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



3 地域福祉を支える人材確保の状況

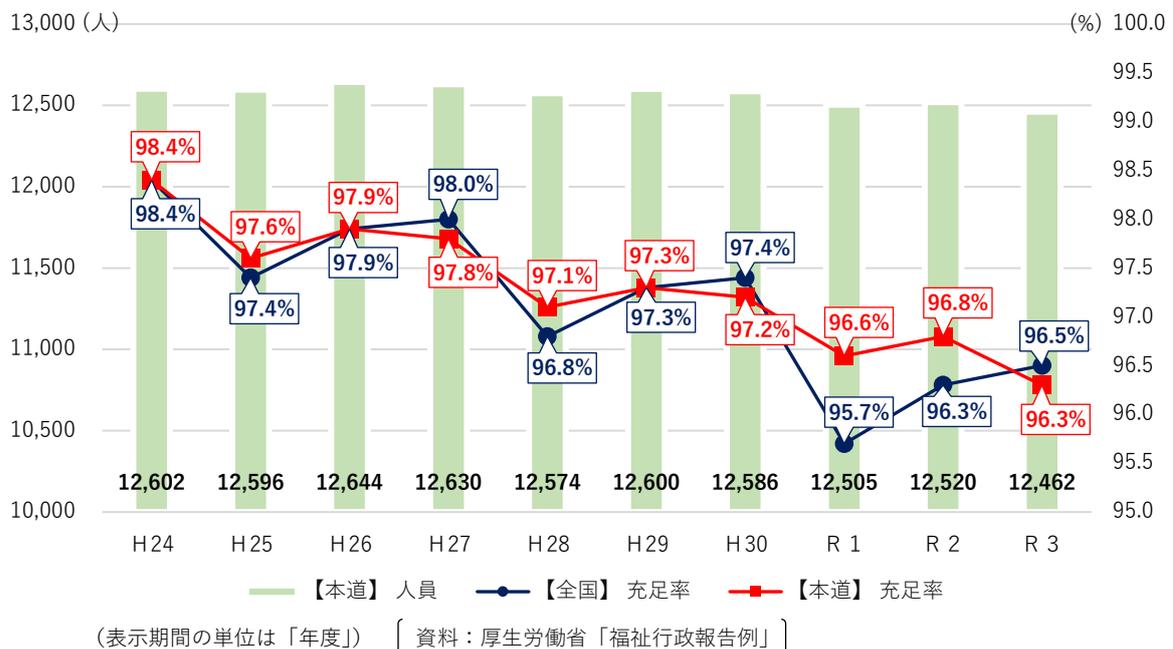
(1) 介護職員の入職率及び離職率

本道における介護職員の入職率及び離職率(常用労働者数に対する入職者・離職者数の割合)は、他の職業に比べて高い状況にありましたが、いずれの割合についても、令和3年度に下回ることとなりました。



(2) 民生委員・児童委員の充足率

本道における民生委員・児童委員の充足率は、全国値と概ね同水準で推移していますが、高齢化の進展等によって年々低下しつつあり、担い手の継続的な確保が課題となっています。



1 基本方針

(1) 計画の目指す姿

- ▶ 令和3年に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していく観点から、市町村における支援体制の構築支援や介護人材確保の取組強化など所要の措置を講じ、もって地域共生社会の実現を図ることとされました。
- ▶ このことは、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする方が地域の一員として様々な分野の活動に参加できるよう努めなければならないとする地域福祉推進の目的と相通ずるものになっています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画を進めていくための主題は、次のとおり第1期計画（平成30年3月策定）において定めた基本テーマを引き継ぎ、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、中長期的な将来も見据えつつ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

**安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現**

(2) 基本的な姿勢

- ▶ 本計画は、社会福祉法に規定する都道府県計画の趣旨目的に基づき、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めることはもとより、福祉分野の「上位計画」としての位置付けを念頭に、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な取組のうち、特に重要な事項を中心に策定します。
- ▶ また、社会福祉法をはじめとする各種法制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、道における地域福祉に関する課題を整理するとともに、その課題解決に向けた施策として、地域共生社会の実現に資する取組のほか、官民が連携の上、社会全体で取り組むことが求められている取組に重点化します。
- ▶ 具体的には、互いに支え合う交流の場の確保や仕組みづくり、生活全般にわたる困りごとへの相談対応と自立に向けた支援、福祉に関する多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制の構築などであり、これらについては、第4章以降で個別に掲載します。

2 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされています。
- ▶ このことを踏まえ、本計画では、次の5つを施策の柱に定め、重点的な取組として位置付けることにより、「目指す姿」の実現に向けて、各般の施策を総合的に推進していきます。



第2期 北海道地域福祉支援計画の施策体系

〔計画期間〕
令和6～11年度

安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

共通理念 住民参加による地域福祉の推進（法第4条）
市町村における地域福祉の支援（法第108条）

社会福祉法に規定される5つの柱と各々に対応する施策項目

1		<p>市町村の体制づくり [P15～]</p> <p>【1】 地域福祉計画の推進支援 【2】 市町村の地域特性に応じた広域的支援 【3】 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり</p>	
2		<p>福祉共通の仕組みづくり [P21～]</p> <p>【1】 セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実 【2】 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築 【3】 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援</p>	
3		<p>地域福祉を支える人づくり [P35～]</p> <p>【1】 地域福祉を担う人材の確保と資質向上 【2】 地域福祉を支える人材の養成 【3】 地域福祉の核となる次世代の育成</p>	
4		<p>支え合いの基盤づくり [P43～]</p> <p>【1】 福祉に関する相談支援体制の確立 【2】 地域福祉の基盤となる体制づくり 【3】 福祉サービスにおける基盤整備の促進</p>	
5		<p>暮らしやすい地域づくり [P52～]</p> <p>【1】 住民主体による支え合いの地域づくり 【2】 ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり 【3】 災害時に備えた地域支援体制の構築</p>	

1 Point: 「施策の柱」設定の考え方
都道府県計画の役割である「市町村支援」や「福祉共通の取組推進」を一層明確化するとともに、法定5項目との並びを整理。

2 Point: 「施策項目」記載の考え方
福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項のうち、特に重要な取組（市町村支援、生活困窮者支援、重層事業、孤独・孤立対策等）を重点的に記載。

1 市町村の体制づくり

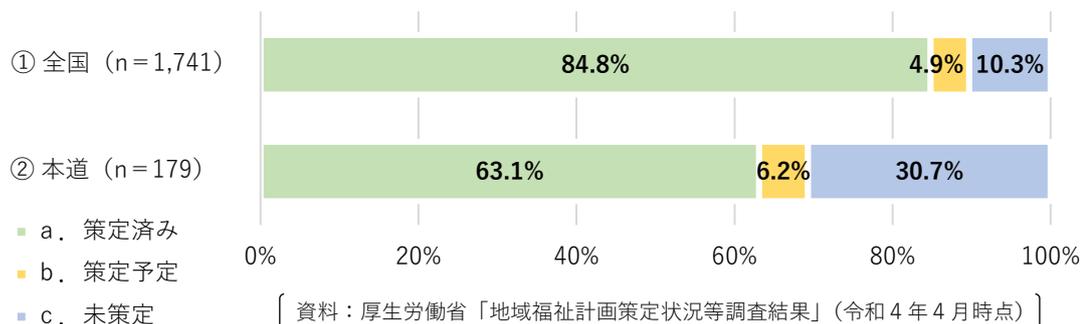


施策項目

【1】地域福祉計画の推進支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等を協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。
- ▶ この計画の策定については、平成12年の改正社会福祉法で新たに規定され、その後、平成30年の法改正により、これまで任意とされていたものが努力義務化されました。
- ▶ 全国的な策定状況は年々高まりつつあり、都道府県計画の策定率が平成31年には100%に達し、市町村計画も令和4年時点で84.8%となっている中、道内市町村に限ってみると、その策定率は63.1%にとどまっており、全国平均を下回る状況が認められています。



(2) 基本的な進め方 (課題)

- ▶ 地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定され、計画的な分析・評価と必要に応じた見直しが行われるよう推進していく必要があります。
- ▶ 地域福祉計画の策定に当たっては、既存の他計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分をもって地域福祉計画の一部にすることもできるとされており、こうした考え方も参考として、広く策定を進めていくことが必要です。
- ▶ 市町村の人口規模や社会資源の状況は様々であることから、それぞれの実情に応じた地域福祉計画を策定することが何より重要であり、振興局や保健所等が地域ごとに助言を行うなど、各市町村において、多様性を持った計画策定が可能となるよう支援することが求められています。

(3) 具体的な取組

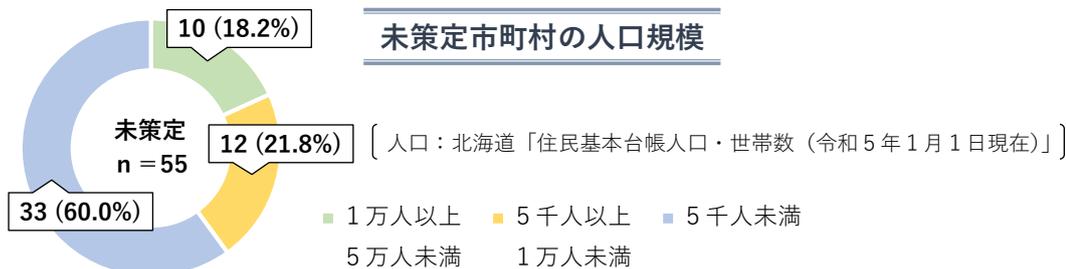
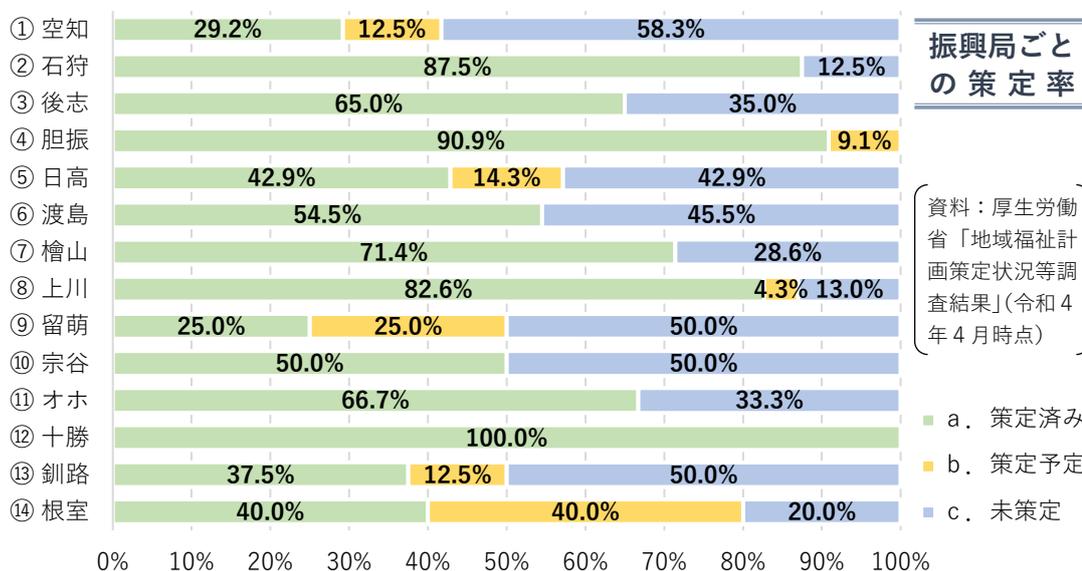
① 人口規模等に応じた地域福祉計画の策定支援

地域福祉計画の策定状況について、全国的に80%超の市区町村が策定済みとなっている中、道内市町村においては、策定作業を担う人材不足や策定体制の確保が困難であることなどにより、他の都府県に比べて策定率が低い状況にあります。

道内市町村の策定率を振興局ごとにみると、地域差が顕著であり、90%を超えている振興局がある一方、20～30%台にとどまっている振興局も複数認められます。

また、人口規模別にみると、令和4年4月時点で「未策定」の市町村は全てが5万人未満であり、その中でも5千人未満の小規模町村が半数以上を占めている状況にあります。

こうした動向を踏まえ、道では、策定率に課題がある地域単位を集中的に支援する観点から、個別の現地訪問や意見交換を行うなどして、全市町村での計画策定が達せられるよう努めていきます。



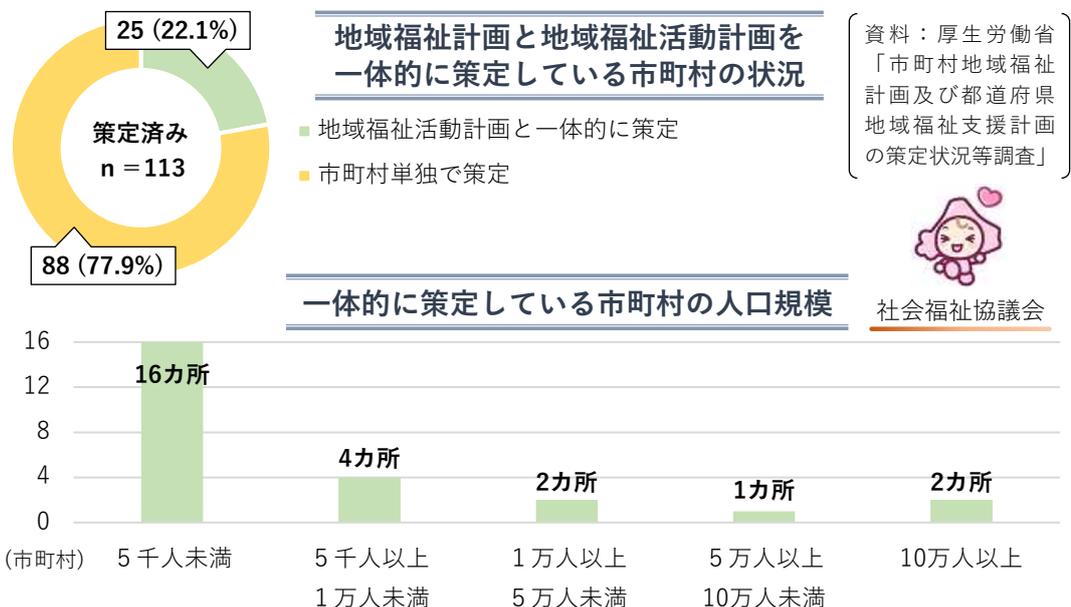
② 地域福祉活動計画との一体的な策定等

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体に位置付けられており、住民主体を旨とした社会参加の推進やボランティア活動、福祉教育、まちづくり等の知見と経験を有しているため、地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉協議会の積極的な協力を得ることが期待されます。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動（実践）計画」は、住民や社会福祉活動を行う方、事業者が相互に協力し、地域福祉の推進を目指す民間の行動計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するといった方法のほか、その内容の一部を共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、互いに連携を図っていくことが有効とされています。

また、地域福祉に関する事業の効果的な実施の観点から、人口や面積が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられるとされています。

道内では、下表のとおり、令和4年度時点で計25の市町村において市町村計画と地域福祉活動計画の一体的な策定が行われているところであり、道としては、こうした取組例を広く周知するなどして、地域福祉計画の効果的な策定を支援していきます。

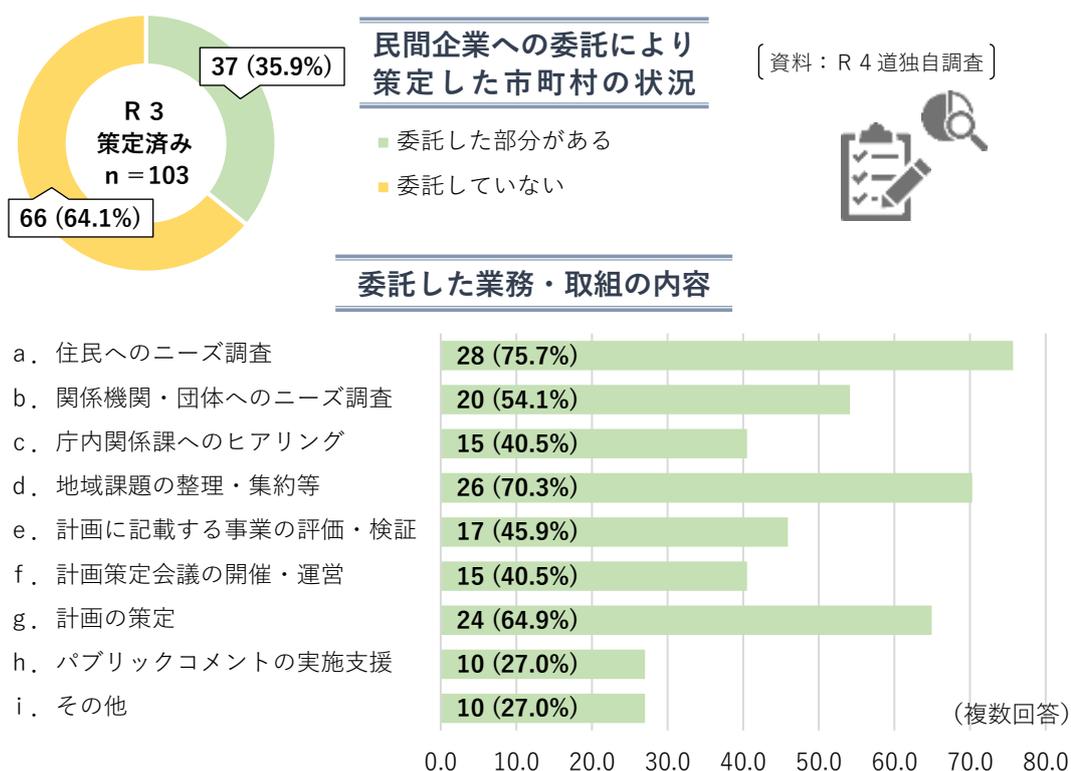


③ 住民参加や民間企業との協働による策定

地域福祉計画の策定に当たっては、住民の主体的な参加が重要となります。住民や支援を必要とする方自身が地域福祉に関するニーズ調査に参加したり、現状を把握することなどを通じて、地域生活課題を自ら明らかにし、その解決に向けて活動する気持ちを醸成することが大切です。

こうした住民による関心の共有化を契機として、地域は自主的に動き始めることとなるものであり、より多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主体的に活動し続けることが、地域福祉の推進につながっていきます。

行政のみならず、住民参加や民間企業との協働により策定した地域福祉計画の例として、道内市町村では、次のとおりその一部を調査・研究会社等に委託するなどして、ニーズ調査やヒアリング、パブリックコメントの実施等を行っており、道では、このような協働の取組を推進していきます。



【2】市町村の地域特性に応じた広域的支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 都道府県による地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉を推進していくことが役割とされています。
- ▶ その取組に当たっては、市町村の規模や地域特性、各種施策への取組状況等に応じた支援を行っていく必要があります。

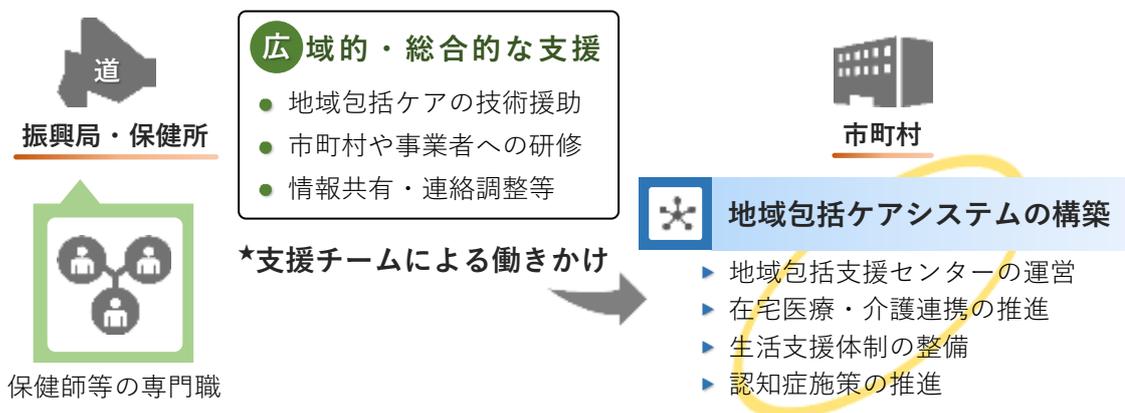
(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 市町村への広域的支援は、各圏域の福祉事務所や保健所等が主体になるなど、都道府県の関係部署が積極的に参加することが基本になるとされています。
- ▶ 支援に携わる職員の所属や職種は様々ですが、地域福祉活動の展開方法や支援に関する知識と技術を有する社会福祉士、保健師等の専門職が中核的な役割を果たすことが期待されています。

(3) 具体的な取組

市町村が設置する地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的なサービス提供体制）を進めていくための中核的な機関に位置付けられており、道では、センターによる高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待等の権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、関係機関との連携構築、地域ケア会議の運営等の機能強化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催するなどして、広域的な支援に努めていきます。

振興局と保健所が行う地域包括ケアの支援チームによる取組



【3】地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 社会福祉法において、都道府県計画は、市町村による地域福祉計画の達成に資する内容を定めることとされており、その具体的な内容の一つとして、都道府県管内の福祉サービスに関する情報収集や提供システムの構築が掲げられています。
- ▶ このため、都道府県には、市町村における地域福祉の支援に向けて、広域的・専門的な見地から、積極的な事業実施に関する助言や情報提供を行っていく役割が求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 市町村が地域福祉を推進していくに当たっては、社会資源の状況や地域生活課題等を幅広く把握し、他市町村の取組や福祉分野以外の施策についても関心を持ち、理解していくことが求められます。
- ▶ こうした必要性を踏まえ、都道府県は、管内市町村の地域福祉計画を情報提供の素材とすることはもとより、多様な取組や社会資源に関する情報を収集・集約し、広く共有する仕組みを構築していくことが重要になります。

(3) 具体的な取組

道では、共生の理念に基づく交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知するほか、全道域の多様な機関で構成する見守り支援会議の開催結果を幅広く共有するなど、地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくりに努めており、今後とも、こうした取組を定期的・継続的に行っていきます。

地域福祉に関する情報提供の取組例

- ✓ 共生の理念に基づく交流拠点の整備状況
- ✓ 社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況
- ✓ 生活困窮者支援の交流会や意見交換会の開催状況
- ✓ 市町村が独自に行う在宅福祉サービスの実施状況
- ✓ 全道域の多様な機関で構成する見守り支援会議の開催結果



情報提供や道ホームページでの掲載



地域福祉の推進に関する認識の共有



〔道内市町村の
事業実施を支援〕

